

用排水施設等整備事業	事業主体	県	① 農村振興課 地域計画班
		市町村等	② 農村防災対策室 防災対策班

趣 旨

災害発生のおそれのある用排水施設等の整備

1 湛水防除事業

事業の内容

(1) 排水施設整備対策工事

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路等の新設又は改修。

(2) 排水管理施設整備工事

同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設により排水される河川等）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（(1)と併せ行うものを除く。）

(3) 湛水防除施設改修工事

(1)により整備された農業用排水施設の機能低下により再び湛水被害が生ずるおそれのある地域における施設の機能回復のために行う施設の更新及び改良

(4) クリーク防災機能保全対策工事

農業用の水路網(クリーク)の密度又はクリークの貯留容量が一定以上であって、溢水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域において、これら被害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う排水施設の新設、廃止又は改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地。

採択要件

- ・大規模
 - (1) 排水施設整備工事及び(3) 湛水防除施設改修工事
受益面積がおおむね400ha以上かつ、総事業費がおおむね5億円以上
 - (2) 排水管理施設整備工事
受益面積がおおむね1,000ha以上
 - (4) クリーク防災機能保全対策工事
受益面積がおおむね100ha以上
- ・小規模
 - (1) 排水施設整備工事及び(3) 湛水防除施設改修工事
受益面積がおおむね30ha以上かつ、総事業費がおおむね5,000万円以上
 - (2) 排水管理施設整備工事
受益面積がおおむね100ha以上
 - (4) クリーク防災機能保全対策工事
受益面積がおおむね20ha以上

※農業以外の事業効果が全体の50%未満であること。

事業主体 県又は市町村等(但し、(4)については県に限る。)

2 地盤沈下対策事業

事業の内容

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備，農道の改修，客土，整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備

採択要件

- ・大規模 受益面積がおおむね400ha以上
- ・小規模 受益面積がおおむね20ha以上

事業主体 県

3 用排水施設整備事業

事業の内容

築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工，樋門，用排水機場，水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備

採択要件

- ・大規模 (県営) 受益面積がおおむね400ha以上で，総事業費がおおむね8,000万円以上
(中山間地域の場合は，受益面積がおおむね200ha以上で，3,000万円以上)
- ・大規模 (団体営) 受益面積がおおむね200ha以上で，総事業費がおおむね8,000万円以上
(中山間地域の場合は，受益面積がおおむね100ha以上で，3,000万円以上)
- ・小規模 受益面積がおおむね20ha以上で，総事業費がおおむね800万円以上
(中山間地域の場合は，受益面積がおおむね10ha以上で総事業費がおおむね800万円以上)

事業主体 県又は市町村等

4 鉱毒対策事業

事業の内容

硫黄，銅，その他農産物に有害なものを含んでいる水等が，農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う鉱源を処理する施設又は毒源処理が困難な場合における農業用排水施設の新設又は改修並びにこれに附帯する客土又は排土

採択要件

- ・受益面積がおおむね20ha以上

事業主体 県又は市町村等

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
県 営	湛水防除	大規模（基幹施設）	55	37	8	—	400ha以上
		大規模（その他施設）	55	37	8	—	1,000ha以上
		小規模	50 <55>	42 <42>	8 <3>	— <—>	300ha以上
		小規模（基幹施設）	50 <55>	37 <37>	13 <8>	— <—>	
		小規模（その他施設）	50 <55>	32 <32>	18 <13>	— <—>	
	地盤沈下	大規模	55	34	11	—	400ha以上
		小規模	50 <55>	39 <39>	11 <6>	— <—>	200～400ha
			50 <55>	34 <34>	16 <11>	— <—>	200ha未満
	用排水施設	大規模	55	28	17		400ha以上 中山間地域は200ha以上
		小規模	50 <55>	33 <33>	17 <12>		200ha以上
			50 <55>	29 <29>	21 <16>		200ha未満
	鉍毒対策		50 <55>	未定	未定	未定	

※ < > は中山間地域

備 考 基幹施設：排水機，排水樋門，第一線堤防，遊水池等貯留施設，地下浸透施設
（排水機，排水樋門には，これと一体不可分の関係にある導水路，操作管理
設備等の施設が含まれるものとして取り扱われる）
その他施設：排水路等基幹施設以外の施設